



やまがた 被害者支援センター だより

YAMAGATA Victim Support Center

～30年を振り返って～

公益社団法人やまがた被害者支援センター副理事長
弁護士 安孫子 英彦



私が初めて弁護士登録したのは、平成7年4月のことです。早いもので、あれから30年が経とうとしています。この間、司法の現場では様々な変化がありました。

まず、裁判所で使用する紙のサイズが、B4判二つ折りからA4判に変わりました。同時に、書式が縦書きから横書きに変わりました。これは、平成の大改革でした。裁判所に係属する民事訴訟は1年以上かかることは珍しくないで、当時は、1冊の事件ファイルにB判縦書とA4横書の書類が混在するというカオスが生まれました。

民法と刑法の条文も変わりました。以前は、民法も刑法もカタカナ文語体で書かれていたのですが、法改正により、ひらがな口語体になりました。そのため、法律の素人が条文を読んでも理解しやすくなりました。これによって、弁護士の権威が下がりました。

そして、刑事訴訟法改正により、裁判員制度と被害者参加制度が導入されました。これは、従来の刑事訴訟法の常識を覆す画期的な出来事でした。被害者参加制度により、犯罪被害者や遺族が、刑事裁判の法廷に当事者として参加できるようになったのでした。

弁護士会も変わりました。山形県弁護士会には、被害者支援の実務を担う委員会が設置され、相談窓口として、「犯罪被害者支援センター」が設置されました。以後、私も、被害者支援の現場に多く関与するようになりました。

さて、弁護士として被害者支援に関わる人たちと接する機会が多くなると、「被害者支援に関わる弁護士がなぜ加害者の弁護をするのか？」という質問を投げかけられるようになりました。一般の方にとっては、わかりにくいところだと思います。日本国憲法のもとでの刑事裁判においては、被告人には必ず弁護人が付くことになっています。無資力者には、国費で弁護人を付けることになっています。この国選弁護人制度は被疑者段階にも拡充されています。これは、無実の人が冤罪によって処罰されることがあってはならないという思想によるものです。被告人が有罪か無罪かは、裁判で証拠を吟味しなければわかりません。そのために弁護人が必要になるのです。従って、刑事裁判においては、例外なく全ての被告人に弁護人が付く必要があります。そして、弁護士は、国によって資格を与えられている以上、刑事司法制度を守る使命を負っています。だから、被害者支援に関わる弁護士も刑事弁護人を務めるのです。これは、被害者支援の活動と何ら矛盾するものではありません。

一方で、刑事被疑者被告人には国費で弁護人を付けるのに、犯罪被害者に対する国の支援は全く不十分であるという意見が出るのは当然です。今後、国や地方自治体に対し、犯罪被害者支援の分野にもっと多くの予算を割くよう働きかける必要があります。

電話相談 秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずお電話ください。

〈やまがた被害者支援センター〉

相談電話番号 **023-642-7830**

月曜日から金曜日 (10:00~16:00)

〈庄内出張相談所〉

相談電話番号 **0234-43-0783**

毎週水曜日 (10:00~16:00)

■相談は無料です。(通話料はかかります)

やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」

023-665-0500 月曜日から金曜日 (10:00~19:00)

※上記以外の時間は、国の夜間休日対応コールセンターにつながり、24時間365日、相談を受け付けます。

〈性暴力被害相談〉全国共通短縮ダイヤル

はやくワン(ストップ支援センターへ)

短縮ダイヤル **#8891**

メール相談 やまがた被害者支援センター及びやまがた性暴力被害者サポートセンターのホームページ内のメールフォームよりご相談いただけます。

犯罪被害者支援『県民のつどい2024』の開催

山形県および公益社団法人やまがた被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援 県民のつどい2024」を令和6年11月21日、山形市の山形国際交流プラザで開催しました。

第1部

オープニングセレモニー

つどいの冒頭、犯罪被害者支援活動等に関し、多大な協力・支援をいただいている団体法人に対しまして、公益社団法人やまがた被害者支援センター理事長の寒河江浩二から感謝状を贈呈し、広く顕彰させていただきました。

感謝状を贈呈された皆様は、以下のとおりです。

○ 支援業務で活用する音響機器等の多額の寄付で、当センターの活動を支援していただいている

・ 株式会社きらやか銀行 様

○ 多年にわたり寄付金付き自動販売機を設置し、当センターの活動に財政面での支援をいただいている

・ 株式会社平野学園 様

・ 株式会社寒河江自動車学校 様

・ 障害者支援施設山形県鶴峰園 様

・ 社会福祉法人長井福祉会 様

・ 医療法人社団聰明会 様

・ 社会福祉法人陽光会 様



主催者やまがた被害者支援センター
寒河江理事長のあいさつ



支援団体等に感謝状贈呈



受賞された皆様

オープニングでは、主催である山形県知事（代理中川崇県防災くらし安心部長）および当センター理事長寒河江浩二が開会のあいさつを、共催の山形県警察本部から水庭誠一郎本部長があいさつと犯罪情勢等について説明されました。さらに、来賓を代表して山形県議会議長（代理阿部ひとみ文教公安常任委員会委員長）よりご祝辞をいただきました。



知事(代理中川部長)あいさつ



警察本部長あいさつ



議長(代理阿部委員長)祝辞

第2部

マンドリン演奏

第2部では、山形マンドリンアンサンブルの皆様から、マンドリン演奏をしていただきました。

山形マンドリンアンサンブルは、1970年4月、山形市内に発足した歴史あるマンドリン演奏を主とした楽団であり、主な活動として、年1回行われる定期演奏会や隔年で行われる東北マンドリンフェスティバルへの参加、様々な施設への慰問・イベント等での演奏、高校生等への技術指導など幅広い活動を行っておられます。

山形マンドリンアンサンブルの皆様からは、愛の讃歌、365日の紙飛行機、糸等全6曲を演奏していただきました。聞き慣れた曲が多く、参加者からは「マンドリンの演奏があたたかく、心にしみた。県民のつどいの会場が優しさで包まれたと感じた。」等と大変好評でありました。山形マンドリンアンサンブルの皆様、心温まる演奏をしていただき、大変ありがとうございました。



第3部

基調講演

1

2004年11月に、夫の勤務先の元上司から、夫の命を奪われ、犯罪被害者遺族となった、前東京都中野区区議会議員の近藤さえ子様より、「犯罪の被害者遺族になって～地域・住民・自治体にできること～」と題してご講演をいただきました。近藤様は、中野区の犯罪被害者等支援条例の制定に関わる等支援条例制定に関係が深い方であり、講演では、事件が発生した当時の状況や心境、自らの被害者支援活動、社会全体で被害者を支えることの必要性等を訴えられました。なお、参加できなかった自治体には、WEB配信いたしました。



講演する近藤さえ子様

2

講演要旨

(1) 事件概要など

事件が起こったのは、2004年11月、今から20年前の事です。当時は、主人と私と学童期の子どもが2人。私の両親と同居。母は1人で歩くことは出来ず、ヘルパーさんに支えられての生活でした。私は、ただでさえ、仕事と育児と介護で、ぎりぎりの生活を送っていました。

会社の商権を持ち逃げして、会社を辞めた元上司の裁判の担当者であった主人は、逆恨みをされて殺されてしまいました。

元上司に頼まれた副主犯が若者4人をリクルートして、「悪い奴を連れてくるだけで10万円がもらえるから」と誘い、帰宅途中の主人を車に押し込んで拉致したのです。今で言う闇バイトです。

今の闇バイトをしている若者たちは、「犯罪だとは知らなかった」「個人情報握られているから引き返せなかった」等と言っていますが、そういう面も少しはあるでしょう。でも私は、この闇バイトの問題を語る多くの人は何て甘いことを言っているのだと思います。

若者たちは、本当に悪い人なのかもわからない人間、いえ、もし悪い人間だとしても、死んでしまうまで、自分がその人を傷つける必要があるのでしょうか。この若者たちは「自分が上手いけば、他人はどうなっても良い」と言う考えを優先する人間たちなのです。この事実はとても恐ろしいことです。

(2) 事件後の事務処理等について

私にとっては毎日が地獄の日々でした。事件後の事務処理が、次々とやってきました。銀行、携帯、保険、株など、40歳のわずかな財産でも、本人でないとは自由に解約することもできません。役所には死亡届から始まり、各種書類をぐるぐると階を回って提出しました。毎日毎日、40代のひとりの人間をこの世から消す作業です。

子どもたちは、世間の人々が楽しい行事、運動会、学芸会、入学式、クリスマス、ほかの子にはお父さんがいるシーンに出会うたびに、つらい思いをしてきました。どうして私たちはこんな悲しい思いをしなければならないのでしょうか。

(3) 刑事裁判と犯罪被害者の現状等について

始まった裁判の判決は、6人の犯人たちには余りにも軽い刑でした。裁判長は淡々と流れに沿って刑を言い渡し「まじめに刑務所で務めれば、刑期よりもっと早く出られますから」という励ましのお言葉付きでした。

何ということなのでしょう。主人は社会でまじめに働いていて殺されて、人を殺した人が刑務所で短い時間働けば、反省もなく、再犯のおそれがあっても、私たちの社会に帰ってくるのです。私たち犯罪被害者遺族は、被害者とその遺族が進んでいく社会の仕組みを前に進めば進むほど、この社会がおかしいこととぶつかっていきました。

20年前、我が家の事件が起こった当時は、犯罪被害者遺族に何の支援もありませんでした。全てを自分たちで対応し、そのたびに傷つき、悲しみ、疲れ、つらい思いをしてきました。しかし、加害者は立ち直るために、「頑張れ、頑張れ」と弁護士が、裁判長が、多くの国の機関の方々が応援してくれるのです。加害者には、就労支援、医療費、被服代、食費、国選弁護士など国がすべて面倒を見てくれるのに対して、犯罪被害者には何もありませんでした。主人の事件当時は、わずかな給付金制度があるだけでした。

(4) 自らの被害者支援への取組み状況について

私は議会で訴え、2008年中野区に犯罪被害者等相談支援窓口を作ることができました。2011年からは、家事援助のヘルパーが駆けつけてくれる等のサービスも始めました。また被害者支援の窓口を持つ自治体の職員と国の被害者支援関係の方々、交通事故被害者、性犯罪被害者の方たちと「被害者ノート」と言う、被害にあった方が被害当初から持ち、道しるべになる母子手帳のようなノートも2年間かけて作成しました。

被害者への支援が継続するように中野区に被害者支援の条例も制定しました。

昨年は、私が属している「にじの会」で、刑事施設で利用できる心情等の聴取・伝達制度が被害者に利用しやすく、意味のある制度になるように、法務省に意見書も提出しました。

また、「新あすの会」では、被害者庁の設立、加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、国が加害者から回収する制度の創設などを国に要望しています。

私たち犯罪被害者たちは、社会から見捨てられた存在だったところから、法律を変え、支援体制を作り、社会に向かって犯罪被害者と言う存在を知らせてきました。

(5) 今後の被害者支援活動への思いなど

国民は、日本は犯罪を犯しても「一度なら仕方がなかったね」と言って加害者だけを守っていた国から、被害者を守る国、被害者を出さない安全な国に変えていかなければならないのです。

誰が犯罪被害者になるかはわかりません。自分もなるかもしれない、けれど、その可能性より被害者にならない可能性の方が高い。でも、もし、地域で、学校で、知り合いで、誰かが犯罪の被害者になってしまった時、皆で支えあっていける地域を作っておくことが大切なのです。正に、究極の困った時はお互い様です。

自治体は、地域の皆さんは、真面目に生きていても、自分の力だけではどうにもならない人に手を差し伸べてあげられる場所であって欲しいのです。

皆様の優しさを被害者にも分けてください。

人の冷酷な行為で傷ついた心は、人の愛によってしか、回復しないのですから。

3

会場の参加者からは、「被害者支援条例の必要性を再認識した。全ての自治体から参加して欲しいかった。」「被害者側の目線の伝わる内容であり、加害者が守られている反面、被害者が置き去りにされていることに改めて驚いた。国は、もっと被害者に向けた法整備をして欲しいと感じた。」「今

回の講演は、現在の闇バイトのはしりの事件であり、闇バイトについて、社会全体で対策が必要と感じた。」「改めて、自分の地域等で何が出来るか考えてみたい。」などの意見が多くあり、社会全体で犯罪被害者に寄り添うことの大切さを実感しました。

また、現在当センターが県警等と連携して進めている、市町村条例制定促進の必要性を再確認させられました。



講演状況



講演に聞き入る参加者

やまがた被害者支援センター 活動報告



質の高い支援を目指したスキルアップ活動

当センターの重点推進事項の一つである「相談・支援活動の充実強化」を図るため、各種スキルアップ活動に取り組んでいます。

1 全体研修会

令和6年12月13日、当センターで全体研修会を対面とオンラインを併用したハイブリッド方式により行いました。講師は、宮城学院女子大准教授の浅野晴哉氏であり、「潜在化しやすい犯罪被害の検討」と題してご講演いただきました。「潜在化しやすい犯罪被害者の実態や心理を知ることが出来て有意義であった。」等との意見が寄せられ、スキルアップを図る上で実のある研修となりました。



全体研修会

2 ブロック研修会

平成6年7月に岩手県で開催された、上期の北海道・東北ブロック質の向上研修会に4名の相談員が参加し、各県の相談員と交流を図りながらレベルアップを図りました。



ブロック研修会

3 伝達教養

令和6年8月、前記2のブロック研修会に参加した相談員が講師となり、伝達教養を実施し、相談員全体のレベルアップを図りました。



伝達教養

4 グループワーク

コーディネーター等が講師となり、少人数による事例に基づくグループワークを実施し、相談技術等のレベルアップを図りました。



グループワーク

生命(いのち)の安全教育

関係機関と連携し、生徒や教職員等を対象とした、子どもを性犯罪や性暴力の被害者にも、加害者にも、傍観者にもさせないようにするため、県内の各学校において、年代に応じた「生命の安全教育」を実施しています。



生命の安全教育



平成6年度全国被害者支援ネットワーク 北海道・東北ブロック事務局長等会議の開催

令和6年9月25日、当センターが当番県となり、山形国際ホテルにおいて、(公社)全国被害者支援ネットワークの西田明事務局長、日本財団預保納付金担当の馬場真弓様ほか、ブロック各県の専務理事・事務局長など11人が参加し、北海道・東北ブロック事務局長等会議を開催しました。

会議では、各県センターの現状と課題等が発表・協議され、大変有意義な会議となりました。



ブロック事務局長等会議

被害者支援に特化した市町村条例の制定状況

当センターの活動重点の1つとして、県内市町村における、「被害者支援に特化した市町村条例制定の加速化」を掲げ、県警等と連携しながら推進しております。

令和7年1月現在26市町村で制定されましたが、制定率は約74.3%にとどまっておりますので、1日も早く、県内すべてのまちに条例が制定されることを目指し、県警等と連携しながら引き続き取組みの強化に努めます。

寄付金付き自動販売機設置状況

(令和7年1月末132台)順不同

【村山地域】

(株)ティスコ運輸 …… 2台
 (株)ヤマコー商事事業部 …… 4台
 社会福祉法人清桜会おおそね
 …… 1台
 富士電子(株) …… 1台
 山形信用金庫 …… 1台
 食糧会館(両羽不動産(株)) 1台
 (株)蔵王自動車学園 …… 1台
 (株)山形ビルサービス …… 1台
 山形警備保障(株) …… 1台
 本町ビル …… 2台
 医療法人社団丹心会吉岡病院
 …… 1台
 山真ドライビングカレッジ… 1台
 日新製菓(株) …… 2台
 (株)寒河江自動車学校 …… 1台
 寒河江測量設計事務所 …… 1台
 平野学園自動車学校 …… 1台
 升川建設(株) …… 3台
 (公財)山形市スポーツ協会 1台
 西河産業(株) …… 1台
 山形新聞印刷センター …… 1台
 学校法人山本学園
 専門学校山形Vカレッジ 1台
 山形県庁舎 …… 1台
 山形県村山総合支庁 …… 1台
 恩賜財団 済生会 山形県済生会
 小白川ケアセンター …… 1台

(株)NTT東日本山形支店
 テルウェル東日本(株) …… 1台
 第一生命保険(株)山形支店
 天童営業オフィス …… 1台
 ALSOK山形(株) …… 1台
 (公財)山形県生涯学習文化財団
 …… 2台
 (株)環境社 …… 1台

【置賜地域】

マツキドライビングスクール
 長井校 …… 2台
 白鷹校 …… 2台
 米沢松岬校 …… 3台
 赤湯校 …… 2台
 さくらんぼ校 …… 2台
 村山校 …… 2台
 太陽校 …… 2台
 山形校 …… 2台
 山形中央校 …… 2台
 福島飯坂校 …… 1台
 山形クレーン学校 …… 1台
 社会福祉法人松風会まほろば荘
 …… 1台
 医療法人杏山会吉川記念病院
 …… 1台
 社会福祉法人長井福祉会慈光園
 …… 2台
 (株)三和 …… 1台
 (株)三幸ソーイング …… 2台

社会福祉法人陽光会いちょうの家
 …… 1台
 (株)三陽製作所 …… 1台
 社会医療法人公徳会佐藤病院
 …… 2台
 (株)殖産工務所 …… 2台
 医療法人社団あゆみの園 1台
 山和建設(株)小国東給油所… 1台
 (株)けんなん(県南自動車学校)
 …… 1台

新生園 …… 1台
 長寿園 …… 1台
 (株)新庄第一自動車学校 …… 1台
 (株)スリーエム …… 1台
 (株)最上ドライビングスクール 1台
 真室川町役場 …… 1台
 社会福祉法人光生園 …… 1台
 新庄信用金庫 …… 1台
 大成建設(株)及位出張所 …… 1台

【庄内地域】

(株)出羽自動車教習所 …… 1台
 日之出石油(株) …… 1台
 (有)宮海日石 …… 1台
 荘内エネルギー(株) …… 1台
 社会福祉法人かたばみ荘 1台
 社会福祉法人鶴峰園 …… 1台
 社会福祉法人思恩園 …… 1台
 社会福祉法人松濤荘 …… 1台
 庄内観光物産館 …… 1台
 庄内余目第三まちづくりセンター
 …… 1台
 酒田市役所 …… 1台



(株)環境社で協力自販機を設置
 【ベンダーはアシード(株)山形営業所】

丸信商会 …… 1台
 小国町役場 …… 1台
 (有)ジーワンレッカー …… 1台
 (株)ナウエル …… 1台
 (一財)米沢市スポーツ協会 1台
 (株)米沢自動車学校 …… 1台
 置賜ツバメ石油(株) …… 4台
 羽山総合建設(株) …… 2台
 米沢ヤクルト販売(株) …… 1台
 コインランドリージャルダン
 米沢金池店 …… 1台
 (株)サンノー企画印刷 …… 1台
 大和建設運輸(株) …… 1台

【北村山・最上地域】

東根観光物産(株) …… 1台
 (株)丸公 …… 1台
 (有)徳宮商事 …… 1台
 (株)東北工材 …… 1台
 社会福祉法人徳良会

【警察署等施設】

総合交通安全センター 2台	村山警察署 …… 1台	鶴岡警察署 …… 1台	警察本部 …… 1台
三隊合同庁舎 …… 1台	尾花沢警察署 …… 1台	長井警察署 …… 1台	警察学校 …… 3台
上山警察署 …… 1台	新庄警察署 …… 1台	小国警察署 …… 1台	
天童警察署 …… 1台	庄内警察署 …… 1台	南陽警察署 …… 1台	
寒河江警察署 …… 1台	酒田警察署 …… 1台	米沢警察署 …… 1台	

【設置事業者 (ベンダー)】

- ◆ (有)藤島屋商店 ガイドードリンク飲料部
- ◆ 米沢ヤクルト販売(株)
- ◆ (株)サン・ベンディング東北 山形営業所
- ◆ (有)矢萩商会
- ◆ (株)サン・ベンディング新庄
- ◆ 新興商事(株)
- ◆ コカ・コーラボトラーズジャパン(株) 山形支店
- ◆ アサヒフード(株)
- ◆ サントリービバレッジソリューション株式会社
- ◆ セブン-イレブン山形小国町町原店
- ◆ 東北支社 山形支店
- ◆ ナショナル・ベンディング(株) 仙台営業所
- ◆ (株)佐藤総業
- ◆ FVジャパン(株)
- ◆ (株)伊藤園 山形支店・酒田支店
- ◆ (株)ユニマットライフ
- ◆ 山形ヤクルト販売(株)
- ◆ (株)サイトウビバレッジ(齊藤商店)
- ◆ (有)日下部商店
- ◆ アシード(株) 山形営業所
- ◆ (株)サン・ベンディング福島 米沢営業所

(順不同)



【寄付金付き自動販売機の設置にご協力をお願いします】

当センターでは、被害者支援活動のいっそうの充実を図るため、被害者支援寄付金付きの清涼飲料水自動販売機の設置を呼びかけています。自販機から缶コーヒーなどを一本買うたびに、売り上げの一部が被害者支援に寄付され、弁護士費用や病院での診察費用、裁判への付添いなどいろいろな支援活動に有効活用されます。

設置の方法はいたって簡単で、賛同する旨のご了解が得られれば、いま設置されている自動販売機のベンダーさん(各メーカー)と相談させていただき、協定を結ばすぐに実現できます。



やまがた被害者支援センター養成講座(初・中級編) 受講生募集要項

～「人の役に立ちたい」「被害者支援について学びたい」という方をお待ちしています。～

項目	内容
募集人員	約10名(年齢25歳以上の心身とも健康な方)
募集期間	令和7年3月14日(金)から同年5月16日(金)まで
応募の方法	1 応募者は、下記事務局へ電話で連絡下さい。事務局から「申込書」を送ります。 (ホームページからのダウンロードも可) 2 「申込書」に必要事項を記入のうえ事務局に返送して下さい。
研修日程等	【研修日程】 令和7年6月11日(水)～10月22日(水)まで 全10回 計20時間 (原則毎月第2・第4水曜日 午前10時～午後3時まで) 【研修内容】 当センターの活動内容や被害者の心理など被害者支援のための基礎的知識の習得 【受講料】 無料(遠隔地からの受講者には交通費を支給します。)
研修の受講・認定等について	1 申込書に基づき書面審査と簡単な面接を行い(別途日程)、受講の可否を選考します。選考結果は、文書で通知します。 2 研修終了後、「支援活動員」を目指す方は、面接審査を経て、実践編(上級)に進み、一定の基準をクリアすると犯罪被害者支援員に認定され、実際の支援活動を行うこととなります。 ※支援活動に従事した場合、少額ですが規定の役務費・交通費を支給します。
連絡先 センター事務局	〒990-0031 山形市十日町1-6-6県保健福祉センター内 公益社団法人 やまがた被害者支援センター TEL 023-642-3571 FAX 023-676-5630 ※土日祝日を除く午前10時から午後4時まで開設しておりますので電話でのご連絡はこの時間帯にお願いします。

賛助会員の
加入や
各種ご支援・
ご協力を
お願いします

賛助会員会費 /

○個人会員…1口 2,000円

○法人・団体会員…1口 10,000円

(口数に制限はありません)

ご入会の方法 /

郵便振り込みまたは銀行口座をご利用ください。

詳しくは当センター事務局 (電話 023-642-3571) にお問い合わせください。

賛助会費や寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。

やまがた被害者支援センターだより 第38号 令和7年2月発行

山形県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

発行・編集 公益社団法人 やまがた被害者支援センター

〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6県保健福祉センター内

TEL 023-642-3571 FAX 023-676-5630 (土・日・祝日・年末年始は休みとなります。)

ホームページアドレス <https://www.yvsc.jp>